

市 長 会 見 資 料
2020年(令和2年)5月19日
総務局 税務室 納税課
(078) 918-5016
(担当) 田辺・高橋

## 市・県民税の納付期限の延長について

新型コロナウイルスによる市民生活への影響を配慮し、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税について納付期限を延長したところです。これと同様に、令和2年6月30日に納付期限を迎える市民税・県民税につきましても、下記の通り延長します。

### 1 対象及び延長日

年間で4回ある納付期限のうち、令和2年6月30日が納付期限である1期について、固定資産税等と同様、2期の納付期限である令和2年8月31日まで、約2か月延長する取り扱いとします。 ※ 対象者：約2万9千人、1期税額：約11億円（昨年度実績）

### 2 効果

延長後の納付期限まで、延滞金を徴収せず、督促状も送付しません。

### 3 納付方法

#### (1) 納付書による納付の場合

金融機関等では、令和2年7月1日以降もお手元の納付書で納付していただけます。ただし、コンビニエンスストア及びLINE Payでの納付をご希望の場合、令和2年7月1日以降はお手元の納付書では納付できませんので、納税課までご連絡いただければ新しい納付書を送付します。

#### (2) 口座振替による納付の場合

振替日は令和2年6月30日ですが、納付期限の延長をご希望の方は、令和2年6月16日までに納税課までその旨をお知らせいただければ、口座振替を停止し、金融機関やコンビニエンスストア等で納付できる納付書を送付します。

### 4 周知方法

納付期限の延長について、納税通知書にお知らせ文書を同封するとともに、市ホームページや広報誌への掲載により、納税者への周知を図ります。

### 5 その他

先般発表の通り、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税につきましても、約2か月延長し、延長後の納付期限となる令和2年7月31日まで、延滞金を徴収せず、督促状も送付しないこととしています。

以上